

平成19年度

特別支援教育パートナー・ティーチャー
派遣モデル事業

事例集



平成20年4月

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

はじめに

平成19年4月から、改正学校教育法が施行され、特別支援教育が本格的にスタートとなり、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においても、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うことが求められております。

また、特別支援学校においては、これまでも地域における教育相談等の取組を進めてきておりますが、特別支援教育のセンター的機能を一層発揮し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を積極的に支援する必要があります。

このような中、道教委においては、本道における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援教育に関する基本方針」を策定したところであり、特別支援学校のセンター的機能については、近隣の特別支援学校と連携協力して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対し、学習指導の進め方や個別の指導計画の作成などについて積極的に支援することとしております。

このため道教委では、特別支援学校がセンター的機能を効果的に発揮するための具体的な取組として、本パートナー・ティーチャー派遣モデル事業を実施することとし、平成19年度は、道南、道北、釧根の3地域をモデル地域に指定して、推進校と協力校が連携協力しながら、小学校、中学校、高等学校の要請に応じて特別支援学校の教員を派遣し、継続した支援を行う取組を行いました。

このたび、各地域において特別支援学校と幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携体制の充実が図られるよう、19年度の取組の概要や具体的な支援の事例をまとめた事例集を作成し、広く周知することとしました。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図る観点から、特別支援学校のセンター的機能を活用する際の参考にしていただき、今後の取組の一層の充実に役立てていただきたいと思います。

終わりに、本事例集の作成に当たりまして、各地域の取組や事例について執筆いただきました推進校と協力校の教職員の皆様、また、貴重な御意見をいただいた検討委員会の委員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成20年4月

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長

内 海 敏 江

- 目 次 -

はじめに

第1章 特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業について

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 内容・・ 1

第2章 モデル地域における取組

- 【道南地域】すべての障害種に対応できる地域の取組・・・・・・・・・・ 3
- 【道北地域】ネットワークを活用した広範囲にわたる地域への支援・・・・ 4
- 【釧根地域】地域の特性やニーズに応える支援を求めて・・・・・・・・・・ 5

第3章 小学校、中学校、高等学校への支援の事例

【小学校への支援の事例】

- ・養護学校：一人一人の学びを支える授業の構築・・・・・・・・・・ 6
- ・養護学校：コミュニケーションに課題のある児童の支援・・・・・・・・ 8
- ・聾学校：難聴の特別支援学級への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

【中学校への支援の事例】

- ・養護学校：不登校の傾向がみられる自閉症の生徒に対する校内支援の充実・・ 12
- ・養護学校：校内体制の整備と個に応じた学習支援について・・・・・・・・ 14
- ・養護学校：肢体不自由のある生徒への支援の在り方・・・・・・・・・・ 16

【高等学校への支援の事例】

- ・養護学校：コミュニケーションに課題のある生徒への支援・・・・・・・・ 18
- ・養護学校：対人関係にトラブルのある生徒への支援について・・・・・・・・ 20

第4章 成果と課題

- 1 成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 課題・・ 22

参考資料

- 資料1 特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業実施要項・・ 23
- 資料2 特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業実施細則・・ 24

第1章

特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業について

1 目的

本事業は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の施行により、特別支援学校においては、小・中学校、高等学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めることとなったことから、道立特別支援学校の教員を小・中学校、高等学校に派遣し、担任教員などに学習指導の進め方や指導計画の作成などについて継続した支援を行い、小・中学校、高等学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒に対する指導及び支援の充実を図ることを目的とする。

2 内容

（1）モデル地域、推進校及び協力校の指定

本事業の実施に当たり、モデル地域、推進校及び協力校を図1及び表1に示すとおり指定する。

（2）モデル地域内の小・中学校、高等学校への事業の周知

本事業の実施について、モデル地域内の教育局をとおして、市町村教育委員会及び道立高等学校へ通知する。

（3）実施方法等

ア 推進校は、モデル地域内において本事業が円滑に実施されるよう、モデル地域内協力校や関係機関等との連絡調整に当たる。

イ 推進校及び協力校は、モデル地域内の小・中学校、高等学校からの派遣要請に基づき、教員を派遣する。

ウ 派遣された教員は、対象児童生徒への指導計画の作成、指導及び支援の方法について、当該学校の特別支援教育コーディネーターや担任教員等に助言する。

（4）派遣要請の手続き

道立特別支援学校教員の派遣を要請する小・中学校、高等学校の校長は、派遣を希望する推進校あるいは協力校の校長に派遣要請書を提出（市町村立学校にあっては市町村教育委員会を経由すること。）する。



**特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業
推進校・協力校一覧**

区 分		推 進 校 ・ 協 力 校		
モデル地域名	教育局名	区分	学 校 名	種 別
道南地域	渡 島	協力校	函館盲学校	視覚障害
		協力校	函館聾学校	聴覚障害
		協力校	七飯養護学校	知的障害
		協力校	〃 おしま学園分校	知的障害
		推進校	函館養護学校	肢体不自由
		協力校	五稜郭養護学校	病 弱
		協力校	八雲養護学校	病 弱
	檜 山	協力校	今金高等養護学校	知的障害
道北地域	上 川	協力校	旭川盲学校	視覚障害
		協力校	旭川聾学校	聴覚障害
		協力校	旭川養護学校	肢体不自由
		推進校	鷹栖養護学校	知的障害
		協力校	東川養護学校	知的障害
		協力校	美深高等養護学校	知的障害
		留 萌	協力校	小平高等養護学校
	宗 谷	協力校	稚内養護学校	知的障害
釧根地域	釧 路	協力校	釧路聾学校	聴覚障害
		推進校	釧路養護学校	知的障害
		協力校	白糠養護学校	肢体不自由
		根 室	協力校	中標津高等養護学校

(5) 検討委員会の設置

ア 北海道教育委員会は、本事業の実施に当たり、モデル地域内市町村教育委員会、モデル地域内小・中学校、高等学校、本事業の3地域それぞれの推進校・協力校、及び道立特別支援教育センターによる検討委員会を設置する。

イ 検討委員会は、小・中学校、高等学校への支援に当たっての推進校と協力校の連携方法や効果的な支援方策について検討する。

第2章

モデル地域における取組

すべての障害種に対応できる地域の取組

道南地域

概要

道南地域は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校が設置されており、それぞれの学校がもつ高い専門性を発揮して、多様な教育的ニーズに対応した支援を行うことが可能である。また、「道南特別支援教育ネットワーク協議会」が設置されており、推進校の函館養護学校を中心に各校の連携が円滑に進められている。

各校の地域への支援の状況については、自校の障害種別に対応した支援を行っている学校がある一方、発達障害のある児童生徒への支援を主に行っている学校があるなど、その取組は様々であった。

1 地域の特色及び特別支援教育の推進状況

- ・ 道南地域においては、函館市が平成17年度に文部科学省の特別支援教育推進体制事業の指定を受けた取組を進めており、平成18年度からは、巡回相談員として函館市内の特別支援学校のコーディネーターや小・中学校特別支援学級担当者、児童相談所職員、自閉症・発達障害支援センターのコーディネーターなどを委嘱し、巡回相談を実施している。
- ・ 渡島管内と檜山管内のそれぞれの地域においては、特別支援学級の担当者による研究会があり、その地域における研修会や学習会などが行われ、特別支援教育の推進に寄与している。
- ・ 市町村によっては支援体制の整備が図られてきているものの、特別支援教育に関する情報が十分でないことや特別支援教育にかかわった経験のある人材が少ないことから、特別支援学校による支援が今後も必要な状況にある。

2 小・中・高等学校への支援の概要

- ・ 1校の小学校から7名の児童について援助の要請があった事例では、特別支援学校から4名の職員がチームになり、4回にわたって担任の指導に対する助言や保護者への教育相談を行うなどの支援を行った。
- ・ 中学校に対する「全校的な協力体制の整備」と「特別支援学級在籍生徒の指導方法」に関する支援の事例では、校内連携を指導に生かすための方法や生徒が見通しをもち落ち着いて学習できるようにするための方法などについて支援を行った。
- ・ 高等学校に対する「情緒不安定な生徒の実態把握と指導方法」に関する支援の事例では、教員への援助のほか、生徒本人から学校や保護者に対する思いを聞き取ったり、保護者と面談して生徒へのかかわり方を助言したりするなどの支援を行った。

3 成果と課題等

- ・ 小・中・高等学校の担当者の悩みに対応するため、教職員の障害のある児童生徒への理解を促すことから支援を始め、段階的に具体的な助言につなげていくことで、学校での支援の取組につなげることができた。
- ・ 具体的な指導方法を検討する中で、支援を受けた学校において、個別の指導計画を作成することの必要性が理解されるようになった。
- ・ 今後は、中学校や高等学校において、就労や進学に向けた支援プログラムについても検討することが必要である。

ネットワークを活用した広範囲にわたる地域への支援

道北地域

概要

道北地域は、上川、留萌、宗谷教育局管内をモデル地域とし、推進校の鷹栖養護学校を中心に、7つの特別支援学校を協力校として支援を行ってきた。

相談支援については、教職員に対し、学習指導や校内体制の整備の方法について助言を行うことや、地域生活の充実のために関係機関への橋渡しを行うなど、多様な支援を行うことができた。また、盲学校、聾学校、養護学校が連携して支援を行い、効果を上げたケースもあった。

1 地域の特色及び特別支援教育の推進状況

- ・ 道北地域は上川・留萌・宗谷管内の37市町村の広範囲の地域に渡っており、旭川市近隣の特別支援学校5校と小平高等養護学校、美深高等養護学校、稚内養護学校の3校が連携、協力し、支援を行ってきた。
- ・ 旭川市近隣の5校と美深高等養護学校は、「上川地区特別支援教育ネットワーク」(たいせつネット)を組織し、教育相談や研修会への支援を計画的に行っており、支援のニーズに応じて、本事業を活用した取組を行っている。さらに、上川教育局における専門家チームや各地域の特別支援連携協議会と連携し、要請に応じて小・中学校等への支援を行ってきた。
- ・ 本事業の趣旨を、管内の学校に十分に周知するため、校長会等の諸会議や各種研修会において説明を行うなどの啓発活動を行った。

2 小・中・高等学校への支援の概要

- ・ 小学校に対する「通常の学級に在籍する児童の感情のコントロールや対人関係の形成」に関する支援の事例では、心理検査の結果を活用した指導や支援の方法について助言を行うとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に関する支援を行った。
- ・ 中学校に対する「通常の学級に在籍する生徒の教科指導と進路指導」に関する支援の事例では、空間認知の弱さなど生徒の特性を踏まえた指導や支援の方法や、保護者に対して教育の場による教育内容の特徴について相談するなどの支援を行った。
- ・ 高等学校に対する「対人関係のトラブルと進路指導」に関する支援の事例では、地元大学の専門家とも連携を図り、対人関係の改善の方法や本人の意向に沿った就労先の検討、卒業後の支援機関の検討などを行った。また、必要に応じて、保護者の来校相談も行った。

3 成果と課題等

- ・ 支援先の学校において、研修会の開催や校内支援体制の強化の動きがみられた。
- ・ 障害を併せ有するケースについては、複数の特別支援学校が協力して適切な指導や支援を行うことができた。
- ・ 関係機関と連携した対応を進めるため、支援会議などの機会の確保が必要であった。
- ・ 派遣要請が一部の学校に集中したため、地域内で調整を行う必要がある。

地域の特性やニーズに応える支援を求めて

釧根地域

概要

釧根地域では、釧路市が文部科学省のモデル事業の指定を受けるなど、以前から積極的に特別支援教育の推進に取り組んできたが、郡部の取組は必ずしも十分とはいえない状況である。

地域からは、校内支援体制の充実や質の高い個別の支援の方法などについて、特別支援教育に関する課題が特別支援学校へ寄せられている。本事業では、推進校の釧路養護学校をはじめ、特別支援学校4校が、管内における小・中・高等学校の要請に応えた。

1 地域の特色及び特別支援教育の推進状況

- ・ 釧根地区では、釧路聾、釧路養護、白糖養護、中標津高等養護が、それぞれの教育局において巡回相談員として委嘱され、巡回相談に当たっている。また、4校の特別支援学校が「くるーばーねっとわーく」を組織し、各校が行っている相談支援の状況などを交流し、効果的な支援の在り方を検討している。
- ・ 今年度、釧路圏域に「発達障害者支援体制整備事業」が導入され、乳幼児から成人期までの一貫した支援体制の整備を目指した取組も進められている。
- ・ 釧路市は平成17年度に「特別支援教育体制推進事業」のモデル地域の指定を受け、幼稚園と高等学校を含む支援体制の整備を進めてきた。また、親の会や当事者団体、行政、教育、医療、保健、福祉、労働等の機関が連携した取組が行われている。

2 小・中・高等学校への支援の概要

- ・ 小学校に対する「知的障害特別支援学級に在籍する肢体不自由のある児童への運動面の指導方法」に関する支援の事例では、支援を行う養護学校に勤務する自立活動教諭や特別支援学級経験者、体育科の担当教諭らが支援方策を検討し、就学前に利用した発達支援センターとも連携を図り、保護者も含めた支援を行った。
- ・ 中学校に対する「知的障害特別支援学級の指導計画の見直し」に関する支援の事例では、生徒の実態に応じた指導の充実を図るため、社会科と理科の指導内容を見直し、生活単元学習と自立活動の指導計画の作成に関する支援を行った。
- ・ 高等学校に対する「発音が不明瞭なためコミュニケーションに課題がある生徒への指導方法」に関する支援の事例では、養護学校が近隣の福祉施設の言語聴覚士や聾学校と連携を図り、養護学校が対人関係面、聾学校がコミュニケーション面に関する支援を行った。

3 成果と課題等

- ・ 学校への援助を継続して行うことにより、指導や支援のフォローアップが可能となった。
- ・ 支援を行う養護学校の複数の教員がそれぞれの専門性を生かし、協力して支援を行った。
- ・ 要請先の学校の主体的な取組を進める支援の在り方について検討する必要がある。
- ・ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に向けた具体的な支援の方法が課題である。

第3章

小学校、中学校、高等学校への支援の事例

【小学校への支援の事例】

一人一人の学びを支える授業の構築

養護学校

概要

A小学校は、特別支援教育を学校経営の中にいち早く位置付け、一人一人の児童の教育的ニーズに応じた教育を実践している。本事例は、気になる児童と向き合うことで一人一人の理解と支援の手だてを個別化・具体化した授業づくりを行うとともに、校内で授業研究を実施することで全校的な共通理解につなげる実践を進めており、それを養護学校が支援した事例である。

1 学級の状況について

(1) 要請のあった学校の状況

- ・ A小学校 第2学年 通常の学級
- ・ 学習面や生活面に困難性をもっている児童が4名いる。
- ・ 授業を含め学級経営を進めていく上で、教師が児童の実態を捉えて様々な工夫をすることやTTの教師のサポートを得ることが必要である。

(2) 児童の実態

- ・ ADHDの診断を受け、リタリン（中枢神経刺激薬）を服用している児童B
- ・ 自閉症の状態像がよくみられる児童C
- ・ 読み書き、計算に困難を抱えている児童D
- ・ 身辺処理やじっとしていることが苦手な他の児童とトラブルが多い児童E

2 要請された支援の内容について

小学校から「特別な教育的支援が必要な4名の児童を含めて、学級の一人一人の児童が安心して学習に取り組み、学校生活を送ることができるようにするにはどのようにしたらよいか」について助言が求められた。助言に当たっては、授業観察や学級担任との懇談を行い、具体的な対応の方法を個別の指導計画（個別支援シート）の作成を通して行った。

具体的な内容

- ・ 自己肯定感を高める指導法
- ・ 授業づくりの工夫
- ・ 保護者への対応
- ・ 児童一人一人の苦手さやつまずきに配慮する
- ・ 支援のためのチームづくりの工夫

【派遣回数】

3回

【派遣者】

養護学校特別支援教育コーディネーター2名

3 支援の内容について

(1) 自己肯定感を高める指導法

協議内容	助言内容と指導後の児童の変容等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集中出来ない児童や姿勢を保てない児童は、常に注意を受ける対象になりがちで、自己肯定感を下げてしまう。気になる行動すべてに教師が反応しては、児童の自発性や自主性を損なうおそれがある。 	<p>授業においては、児童一人一人の学びを大事にする。 児童の学びを重視したことで、授業を構築しやすくなった。</p>

(2) 授業づくりの工夫

協議内容	助言内容と指導後の児童の変容等
<ul style="list-style-type: none"> ・ たくさんの方が一緒に学習する空間では、児童によっては様々な音が騒音に聞こえ、じゅくりと自分に向き合いながら考えることが難しくなることがある。 	<p>話を聞く雰囲気づくりを心がけることが大切である。 話を聞くことを重視した授業づくりにより、授業にメリハリをつけることができた。特に、ADHDの児童は、周りの児童が大きな声で話すことに拒否感が強かったが、授業中は静かに過ごすことができるようになった。</p>

(3) 保護者への対応

協議内容	助言内容と指導後の児童の変容等
<ul style="list-style-type: none"> 漢字の書きとりや計算など、一人で取り組むことは得意であるが、対人関係、コミュニケーションに困難を抱えている児童について、特別支援学級への就学先の変更も含め、担任の対応として、今後、どのように保護者と話をしていけばよいか。 	<p>本児童は、担任や周囲の子のサポートがあれば、伸びていくことができると思われる。</p> <p>本児童の実態について理解を深め、学校体制、保護者の意向、担任の考え、学級の様子などから、今、本児童にとってよりよいと思われることを考えていくという方針を立てることができた。</p> <p>パートナー・ティーチャーから、客観的なアドバイスを受け保護者と話を進めていくことにした。</p>

(4) 児童一人一人の苦手なことやつまづきに配慮する

協議内容	助言内容と指導後の児童の変容等
<ul style="list-style-type: none"> 鍵盤ハーモニカなどでリズムをとったり、指を順番に動かしたりすることが苦手な児童は、上手くできなくて自己肯定感を下げてしまうことが多い。ゆっくりとした速さにしたり、音符の下に色別のシールを貼るなどの工夫によってできるようにさせたい。 	<p>できないことで苦しむ児童の気持ちに寄り添い、段階的な目標を設定するなど、自己肯定感を下げずに頑張れる工夫について助言を行った。</p>

(5) 支援のためのチームづくりの工夫

協議内容	助言内容と指導後の児童の変容等
<ul style="list-style-type: none"> 個別支援シートを活用し、一人一人のつまづきやすさに対する手だてや配慮等の対応を具体的にやっていくことを教師間で共通理解して、実践に当たりたい。 	<p>個別支援シートへの具体的な記述の仕方について助言を行った。</p> <p>個別支援シートの作成により、具体的な手だてや配慮等を行うことができた。(表1)</p>

作成した個別支援シートの例

個別支援シート

2年 氏名: 担任: 記入日: 平成30年3月0日

担任として気になる点・困っていること	
リタリンの効き目が弱くなると、集中力が落ちにくく、多動で、乱暴な言葉を使ったり、乱雑に作業をしてしまったりする。リタリンが効いていくと集中して話を聞くことができる。朝や11時を過ぎると、集中して学習することが難しくなるが、午のころは時間経来まで何とかがやっている。	
児童の意識・願い	保護者の意識・願い
勉強ができるようになりたいと思っている。ほめられたい。	落ち着いて学習してほしい。友達などにトラブルを起こすのではないかと心配している。
家庭の状況	
母子家庭。母親は気が安定しているときと不安定なときがあり、憂がある。運動して朝ご飯を食べないことが多い。祖母にゆめどうを見てもらうことが多い。学校行事には祖母が積極的に参加。	
診断・評価	
ADHD	

	実態	これまでの指導・配慮	これからの指導・配慮の具体的な内容	児童の姿
学習	リタリンを1年の9月〇〇日から服用。常に立ち歩き、手遊びが多かったのが改善された。服用しているときは、集中して学習することができるようになった。11時を過ぎるころになると、集中力が落ちる。	座席を一番前にして、教師の指導が行き届きやすくなった。リタリンを朝、学校の職員室で飲むことを続けている。作業のときは、なるべく近くで指導している。	<ul style="list-style-type: none"> 座席は前にして、教師の指示や説明がわかりやすいようにする。 自己肯定感を下げないように、全体がきちんとする場面では、ある程度できていたら、受け直すことも必要と考える。 ピアノなど苦手なところは、寄り添いながら、教え、苦手意識を無くす。 	<ul style="list-style-type: none"> 座席で座ることが増えた。 手遊びは、自分で止まることが増えた。
対人関係	自分中心に、ものごとをすすめることがよくあるが、話して聞かせると真意が通じられるようになった。友だちとトラブルがあると、自分はいくんども言えないなどと言って、機嫌を悪くすることが多い。	はじめて、やさしく接するようにしてきた。良い行動のときにすぐ褒めてあげた。	<ul style="list-style-type: none"> かっこよかったときには、話をよく聞いてやり、深追いせずに別のことに意識が向くようにクールダウンさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> けんかが減った。 自立するようになった。
生活行動	学校の書記に立候補し、選挙で選ばれた。しくんといっしょに行動することが多いが、トラブルもよくある。爪を噛む	学校のまわりや、友だち関係のありかたについて、適宜、話をしてきた。	<ul style="list-style-type: none"> あたりまえのことができたなら、とにかく褒める。 「みんなできめたことをやる」など、わかりやすい決まりを守る。 	<ul style="list-style-type: none"> 選挙で選ばれた。 爪を噛むことが減った。

4 成果と課題

支援の必要な児童への学びや育ちに配慮した公開授業での検討を通して、つまづきやすい児童への具体的な支援の内容・方法について校内で共通理解を図ることができた。

支援の必要な児童の理解に当たり、発達障害の理解と支援の方法を学ぶこと、支援を特別な目でとらえないこと、一人一人の児童の自己肯定感を大切にする学級経営の考え方をさらに広げるよう支援を行っていきたい。

コミュニケーションに課題のある児童の支援

養護学校

概要

相談を受けた対象児童は、小学校第3学年の通常の学級に在籍する児童であり、コミュニケーションを図ること等に課題がある。小学校の学級担任やコーディネーターとともに実態把握を行い、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成した。

年度末にさしかかることもあり、次年度への引き継ぎを考慮に入れた計画となるように、支援の方向性を工夫した。

1 支援を行うに当たっての養護学校としての考え方

本事業の目的を踏まえ、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成への支援やアセスメントに関する事項を中心として支援を行った。養護学校の2名のコーディネーターが支援に当たり、取組の基準を定め、1事例に対して4、5回を標準とした回数を考慮し、要請のあった学校に対する支援プランを作成した。なお、学校の実態や依頼される支援の内容によっては、柔軟に対応できるように配慮した。

2 要請の内容等

(1) 学校の状況

A小学校は、中規模の学校で、特別支援学級が2クラス設置されている。特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育免許を持つ経験豊富な教諭であり、校内の特別支援教育を積極的に進めている。A小学校は、校内委員会を設置し、コーディネーターを中心として特別支援教育に取り組み、成果を上げている。

(2) 児童Bについて

- ・ 第3学年の通常の学級に在籍している。
- ・ 医療機関未受診のため診断はない。学習の遅れがなく、学級集団の中で過ごす上で、感情のコントロールやコミュニケーションの面で支援が必要である。
- ・ 数週間前の出来事を鮮明に思い出し、激しく怒りだすことがある。友だちに対しては、きついことばで怒りを表現し、周囲の子を驚かせてしまう。何事にもきちんとやろうとするため、少しでもうまくいかないことがあると落ち込んだり、泣いてしまったりする。
- ・ 保護者は、児童Bの状態を受け止めており、道立特別支援教育センターにも教育相談に行っている。今後、医療機関の受診を考えている。

(3) 要請の内容の主訴

児童Bの実態に応じた適切な指導や支援について助言を得たい。

3 支援の内容

(1) 1回目

授業見学

- ・ 書写は、姿勢良く書き順もしっかりとしている。上手に筆を使い書くことができる。
- ・ 友だちとの会話が成立していないときがあり、受け身的で自分から話し掛けることはな

い。

担任及びコーディネーターとの話し合い

- ・ 主訴や実態を確認した。
- ・ 4月に転入してきた児童である。
- ・ 授業や生活の様子では、コミュニケーションに課題がみられる。
- ・ 教科学習においては、完璧を求めたり、うまくいかないと泣くことがある。
- ・ 数週間前のことを今のこのように話すため、友だちとトラブルになる。

校内委員会の資料（特センでの相談結果を含め）の確認

- ・ WISC- 及びK-ABCの結果の確認

チェックシートと個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成について説明

(2) 2回目

担任及びコーディネーターとの話し合い

- ・ チェックシートから、聞くこと、話すこと、読むこと、内容の理解、対人関係、コミュニケーションに課題がみられる。
- ・ 日常の記録とチェックシート、知能検査等の結果を基に、指導計画を作成するように助言した。
- ・ 指導計画については、2学期も残り少ないことから、実態と短期目標、手だて等を記入し、年度末の引き継ぎを視野に入れて作成するよう助言した。

(3) 3回目

担任及びコーディネーターとの話し合い

- ・ 3学期の様子について確認した。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

- ・ 具体的な目標を設定することで評価が容易になることや、目標達成の期間が長期になるものについては段階的な目標設定が必要であることを助言した。

(4) 4回目

今年度の評価と次年度に向けての話し合い

- ・ 個別の指導計画の評価について、手だてに対する具体的な評価や、引き継ぐ内容として、今年度の担当者が評価を踏まえ、次年度の目標や手だてを作成することにより、新年度の指導が適切に実施できるようになることを助言した。

4 支援の成果と課題

(1) 成果

担任が孤立せず、学校全体の協力体制が構築された。

個別の指導計画を作成するに当たり、通常の学級の担任が、児童の実態に応じた様々な手だてを考え、指導に生かすことができるようになった。

次年度の目標や計画を立てて引き継ぐことは、担任だけでなく児童にとっても有効である。

(2) 課題

教育局による専門家チームの巡回相談と時期的に重なり、依頼する側のコーディネーターと支援する側のコーディネーター間での連絡調整などに課題があった。

小学校の校内委員会や関係機関と連携した支援会議の実施などの面で課題があった。

難聴の特別支援学級への支援

聾学校

概要

A小学校の特別支援学級（難聴）を訪問し、5回の支援を行った。対象児童は、5歳まで聾学校の幼稚部に在籍していた。その後は、継続的な支援ができなかったが、今回の要請を受け、対象児童の幼稚部在籍時の実態や指導経過を知っている担当者が支援に当たり、対象児童の発達の状態を把握し、課題を確認することができた。以降、支援を継続して行っており、対象児童への支援の在り方について、居住地の小学校との連携の道筋ができたことは、大きな成果であった。

1 A小学校の状況と派遣要請の内容

(1) 学校の状況について

A小学校は、大規模な学校であり、知的、情緒、肢体不自由、難聴の特別支援学級が設置されている。難聴の特別支援学級には2名が在籍し、今回の要請は、そのうち第2学年の児童Bに対する指導に関してであった。

(2) 派遣要請の内容について

児童Bについて、事前に得た情報は次のとおりである。

- ・ 児童Bは、国語・算数を中心に難聴の特別支援学級において個別に学習している。
- ・ 集団で活動する場面では、自信のなさが目立ち、特に経験のないことや苦手な場面では抵抗を示すことがある。
- ・ 国語の物語文で気持ちを読み取ったり、記述することに対して強い抵抗を示すことが多い。

聾学校に求められた助言内容は以下のとおりである。

家庭の事情により聾学校を訪問して補聴器の調整や聴力検査等を行うことが困難であったため、補聴器の調整を含めた補聴器の装用に係る助言
障害の特性に応じた指導方法についての助言

2 支援の内容

(1) 派遣までの経緯

児童Bは乳児期から本校において継続した相談や指導を受けていた。今回の派遣要請を受け、聾学校在籍時に指導経験のあるコーディネーターを5回派遣することとした。

(2) 支援の内容について

派遣回数	支援の内容等
1回目	聴力検査～簡易オージオメーターのため、左右差は確認できない。 ・ 平均聴力レベルを測定した。 補聴器の調整～補聴器とイヤモールドを確認したところ、汚れがみられた。 絵画語い発達検査を実施した。 ・ 日常生活で使用する語いの習得に留まっているなど、生活経験の拡大が必要な状態がみられた。

	<p>授業参観～通常の学級（生活） 難聴学級（国語）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の学級での座席位置の確認をした。1時間、姿勢を保持することが可能であった。授業中は指名に応じるが、質問の内容を理解しているかは確かめられなかった。 ・ 特別支援学級においては、姿勢は崩れがちであり、発表等において、声が小さく、発音に誤りがみられた。指導者とのやりとりは単語で行うことが多かった。 ・ 指導の充実を図るため、基本的な学習態度（姿勢の保持、傾聴態度等）の育成や日常のことばのやりとりにおける留意点（会話のマナー、構文様式等）について確認した。 <p>情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補聴器の取扱い、日常のメンテナンスについての情報交換を行った。 ・ 補聴器の更新と身障者手帳の再交付、保護者の不安に対する対応などについて助言した。
2 回 目	<p>ITPA 言語学習能力診断検査を実施した。 洗浄機を持参し、イヤモールドの洗浄を行った。</p> <p>話し合い活動（紙芝居『うさぎとかめ』）への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 話し合いをとおして、『うさぎとかめ』の5枚の紙芝居に合うせりふを考えさせるよう助言した。 ・ 『うさぎとかめ』のせりふを文字で表記し、暗唱させることが有効であると伝えた。 <p>情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の指導計画については、語いの拡充に関する配慮事項を確認した。 ・ 検査時の学習態度が向上していることを学級担任に伝えた。
3 回 目	<p>話し合い活動（紙芝居『うさぎとかめ』）への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回到継続して、『うさぎとかめ』の紙芝居に合う文章を考えさせる指導を実施した。 <p>ことばあそび</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 語いの拡充をねらい、ことば遊びによる指導を行った。 <p>情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達検査（「絵画語い発達検査」、「ITPA」）の結果を報告し、児童Bの特性や学習を進める上での配慮点などについて話し合った。 <p>聞こえに疑いのある児童の簡易の聴力検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由の特別支援学級に在籍する児童の聴力検査を依頼され、実施した。結果から、詳しい聴力検査や発達検査を行い、全体像を把握する必要があることを助言した。

3 成果と課題

(1) 成果

派遣した教員による指導を実施し、それを担当教員に観察してもらうことで、指導方法や教材の活用について理解を促進し、その後の授業展開に直接反映させることができた。

発達検査の実施をとおして、児童Bの実態をとらえ直すことができた。

障害の特性やそれに応じた配慮点などについては、児童Bの実態に基づいて話し合うことで、共通理解が図られた。

(2) 課題

要請校の特別支援学級の状況把握や対象児童の実態把握を行うことが優先されるため、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成について話し合うための時間の確保が必要である。

不登校の傾向がみられる自閉症の生徒に対する校内支援の充実 養護学校

概要

不登校傾向のある自閉症の診断を受けている生徒に対して登校を促すために、中学校への助言を行った事例である。中学校では、助言された支援内容に基づき、保健室や相談室等を活用しながら登校を促す取組から始め、生徒が学習しやすいように環境を整備する取組を行った。生徒本人が、在籍学級、保健室、相談室等の中から、学習場所や学習内容を選択できるようにしたことで登校が促されるとともに、学習環境の工夫により落ち着いて学習するようになった。

1 A中学校の概要

A中学校は不登校傾向のある生徒が複数在籍しており、登校した場合でも1日を保健室で過ごし、在籍する学級で授業を受けることがほとんどみられない状況であった。

特に、通常の学級に在籍する自閉症の診断を受けた不登校傾向の生徒Bについては、どのように支援をすればよいのか校内全体で共通理解を図ることが課題であった。

2 支援回数及び内容

複数の特別支援教育コーディネーターが、現在までに3回訪問し、支援を行った。不登校傾向のある生徒が自閉症の診断を受けていたことから、障害の特性等に十分配慮し、学習の見通しをもって不安なく学習に取り組むことができるような学習環境の工夫について助言した。

また、相談室を個別の学習スペースとして活用して、生徒Bが自ら学習に取り組むことができる支援方法について助言した。

3 指導に関する具体的な助言内容

(1) 学習環境の整備について

保健室で過ごすことが多いことから、保健室に隣接していた相談室に個別の学習スペースを設置するように助言した。

ア 生徒Bが一人で集中して学習できるようにするとともに、他の生徒との関係等に配慮した学習スペースの在り方について助言した。(写真1)



写真1 学習スペースの工夫



写真2 習熟の程度に応じたプリントの配置

イ 習熟の程度に応じた各教科のプリント等を常備した棚や教師機の位置等についても配慮するように助言した。(写真2)

ウ 個々の日課や学習場所が明確にわかるように掲示用ボード等を提示することを助言した。

(写真3)



写真3 日課及び学習場所の提示ボード

(2) 具体的な支援方法に関する助言

学級担任、特別支援教育コーディネーターとの話し合いの中で、生徒Bの状態像から以下の支援の手だてを確認した。

ア 一人で行う学習機会の確保と休憩の取り方

個別の学習スペースで一定時間内にプリントを使って一人で行う学習と、保健室で好きな絵を描いたり、養護教諭と話をするなどの生徒Bが好きな活動するための休憩時間をはっきりと区別して示す。

イ コミュニケーションについて

教師から話しかけるときには、話し言葉だけではなく、紙に書いたものを見せて伝えることを心がけるようにする。また、教師が話した内容等を生徒Bが後で確認することができるようにファイリングする。

ウ 対人面のトラブルについて

人とのかわりに関する指導については、人との距離感や話す内容、話し方等を個別に丁寧に指導する。

エ 心理検査の活用について

医療機関で実施した心理検査の結果から生徒Bの認知特性等を分析するとともに、支援内容の見直しや今後の支援の在り方について協議する。

4 成果と課題

(1) 成果

校内で学習環境の工夫や教師間で支援の内容について共通理解をすることで、生徒Bは、3学期から登校することが可能になり、学習への意欲も高まり、落ち着いて過ごせるようになった。また、在籍する学級では、刺激が多く集中できないことから、教科等の学習を着実に身に付けていくためには、個別の学習スペースを活用した学習は有効であった。

(2) 課題

「個別の学習スペース」の活用については、プリントを使った学習が中心となり、内容の定着を図るための学習には有効である。しかし、教科等の新たな内容を教えるには、個別指導の場や時間を確保し対応するための工夫が必要である。

現在、通常の学級では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成に至っていないが、複数の教師間で生徒の実態や目標を確認したり、指導において生徒の種々の困難に対する支援を行うためにも作成することが大切であり、今後そのための助言援助が必要である。

校内体制の整備と個に応じた学習支援について

養護学校

概要

小規模な中学校における知的障害と情緒障害特別支援学級間の協力体制や、通常の学級との交流及び共同学習の実施など、特別支援教育にかかわる校内体制の整備についての支援を行った。また、実際の指導については、学習場面における支援方法や、授業の内容・方法に関する改善・工夫について協議を行うとともに、保護者との懇談、教材や進路に係る情報の提供などを行った。

1 要請のあった学校の状況及び要請内容

要請のあったA中学校においては、特別支援学級は、知的障害(生徒B)、情緒障害(生徒C、生徒D)、肢体不自由の3学級が設置されている。

このうち、知的障害特別支援学級の担任と情緒障害特別支援学級の担任から、特別支援教育にかかわる校内協力体制と学習支援の方法について助言を受けたいとの要請があった。当該学級の担任は、特別支援教育の経験が少ないということもあり、これらを踏まえ、養護学校では、コーディネーターを計3回派遣して支援を行うこととした。

2 支援の内容

(1) 学習支援体制にかかわる校内連携の在り方について

知的障害と情緒障害の特別支援学級に在籍する3名の生徒は、それぞれの学級での活動を基本とし、参加が可能な教科については、担任が援助しながら通常の学級の授業に参加している。

現状と課題

- ・ 教科によっては個別の対応が必要なことから、学級担任だけの対応では困難な状況がある。
- ・ 特別支援学級間の交流は、指導体制の面から困難な状態にある。
- ・ 当該学級の担任としては、校内体制を整え、さらに広がりや深まりのある学習活動を展開したいとの希望があり、すでに国語や理科の教科担任の協力を得て、教科担任が個別学習を実施するなど、学校全体で生徒を支援する動きが始まっている。
- ・ 通常の学級の生徒とは幼児期から交流が続いており、教師や生徒から特別支援学級に向けられる視線は温かい。
- ・ 3名の生徒については、担任以外との学習や通常の学級での活動により人間関係の広がりが見られる。
- ・ 小規模校ならではの利点はあるものの、学級担任、教科担任ともに「何をどのように教えるか」を試行錯誤している状況である。

助言内容

- ・ 校内の連携を充実させ効果的な学習に結びつけるためには、対象生徒の良さや特性を生かし、中学校3年間で身につけさせたい力に基づいた目標を立て、教師間で共通理解を図ることが必要である。
- ・ 次年度に向けては、通常の学級で授業を受ける際に担任がどのようにかかわるかを検討することや、教科担任が個別学習を行う場合の支援方法の共通理解、自立活動の取り

入れ方などについて検討する必要がある。

(2) 学習支援の方法について

2回目の訪問における話し合いでは、担任から国語や数学の学習内容や授業の進め方、通常の学級で授業を受ける際の配慮事項、生活上の課題に応じた活動の取り入れ方等についての質問が寄せられた。

指導方法についての助言内容

- ・ 足し算の学習において応用が難しい生徒Bに対しては、電卓の利用なども視野に入れ、生活に生かせる学習を継続していくこと。
- ・ 通常の学級で授業に参加することが多い生徒Cに対しては、より具体的な目標を設定することが必要であること。
- ・ 生徒Dに対しては、活動の切り替わりで本人が納得できる工夫を行うこと。

個別の指導計画の作成についての助言内容

- ・ 通常の学級の教科学習に参加する場合の目標を、現在各生徒が持っている力をもとに設定することや、各領域・教科で扱う内容を整理すること。
- ・ 個別の指導計画を作成して目標を明らかにすることは、各生徒の今持っている力を生活に生かし、長期的な展望に立った指導の方向が整理しやすくなり、教師間の連携がより進むこと。

(3) 保護者との面談

初回訪問時に生徒B、生徒C、生徒Dの保護者と面談を実施した。保護者と担任との意思疎通は良好で協力的であるが、生徒Cの保護者は教科学習（おもに英語）の進め方やコミュニケーションの取り方について迷っている様子が見えられた。

保護者への助言内容

- ・ 生徒Cの家庭での様子や幼稚園や小学校での状況を聞き取りながら、自閉症児の行動特性や配慮事項などを説明した。
- ・ 英語の学習の目標については、担任と今後の学習への見通しを共有できるように話し合うことが必要である。
- ・ 保護者の「具体的な経験を重ねながら生活に必要な力をつけてほしい」との共通した願いに対しては、担任と十分に話し合い持ち、生徒Cにとって必要な力を伸ばすため段階的に目標を設定することが大切であることを説明した。

(4) 進路に関する情報提供

養護学校の進路支援部では、地域の様々な情報を収集・整理しており、担任から高等養護学校や作業所等に関する質問があったため、実習可能な作業所も含め地域の各施設・作業所等の資料を提供した。また、養護学校の教育相談を受ける手順についても説明した。

3 成果と課題

(1) 成果

- ・ 個に応じた指導計画や教材研究の重要性が再確認できた。また、養護学校の持っている教材や情報を提供することができた。
- ・ 次年度の学級経営における配慮事項や、通常の学級との協力体制づくりについて整理することができた。

(2) 課題

- ・ 次年度は、個別の指導計画の作成に向け、具体的な手順を整理して取組を促す必要がある。

肢体不自由のある生徒への支援の在り方

- 障害や病気に配慮した学習面・心理面への支援について -

養護学校

概要

A中学校から、肢体不自由の特別支援学級に在籍する生徒Bの学習指導や進路指導について助言してほしいとの要請を受け、中学校を計2回訪問し、授業場面の観察のほか、本人、保護者、学級担任との話し合いなどを行った。生徒Bは、知的発達の遅れはないが、病気の治療を必要としているため、支援に当たっては、心理的な面への配慮が必要であった。

学級担任から、「生徒Bの認知特性を知り、よりよい授業を行っていきたい」という要望が出されたため、認知特性を把握するための心理検査を実施するとともに、その結果を踏まえて、学習指導の方法等に関する助言を行った。

1 要請のあった学校

- ・ A中学校 第2学年 肢体不自由学級 生徒B

2 要請の内容

- ・ 障害や病気の状態、本人・保護者の意向などを踏まえた指導について
- ・ 認知特性の把握と適切な学習指導の方法について
- ・ 英語と数学の個別指導の時間の配分について

3 生徒Bの実態

- ・ 二分脊椎による両下肢機能の障害のため、移動は車いすを使用し、階段は昇降機を使用している。
- ・ 病気の治療のため入退院を繰り返し、学習の空白期間が生じたため、基本的な事項の習得と定着（特に数学）に遅れが見られる。
- ・ 学校では、通常の学級の生徒や異学年の生徒とにこやかに会話をすることができ、会話を楽しんでいる様子が見られるが、自分から積極的にかかわりを持つことは少ない。生徒Bは、学校生活を楽しく過ごしたいという気持ちを持っている。

4 学習面での困難さについて

- ・ 生徒Bは、数量的・論理的な思考を要する学習は苦手としている。そのため、学習意欲はあるが、一定時間集中して1つの問題を考えることが難しい。
- ・ 国語・社会・理科については、通常の学級で学習に参加することができるが、英語では、英単語のスペルを正しく視写することによりかなりの時間と労力を要している。また、数学では、加減法・乗除法はできるものの、分数・小数、置き換えや分配などが入ると理解が難しくなり、前時に学習したことも忘れてしまう傾向にある。

- こうした学習面の特徴から、学級担任は、短文でゆっくり具体的に説明したり、生徒Bの経験と結び付けて話すなどの工夫をしていたが、認知特性を踏まえた学習指導の方法や苦手な英語と数学の個別指導の時間配分などについて、専門的な立場から助言を受け、指導計画の改善を図りたいと考えていた。

5 支援の内容

(1) 1回目：授業観察及び生徒B、保護者、学級担任と高校進学についての話し合い

進路等の課題	助言の内容等
病状等を踏まえた進路先について	・生徒Bや保護者の意向を聞きながら、その可能性や課題について、情報提供を行いながら話し合いを行った。学級担任とは、生徒Bが適切に進路選択ができるよう、今後も連携して進路指導を進めることとした。生徒Bは一人暮らしの希望を持っていたが、その後、高校への進学を考えるようになってきている。
心理的な不安への支援について	・「勉強ができるようになりたい」と思う気持ちが生徒Bの心理的な不安を解消する要因となっている。「分かる」「分かった」が実感できる授業を行っていくことが必要である。

(2) 2回目：心理検査の実施と認知特性に応じた学習指導の方法についての話し合い

学習面の課題	助言の内容等
認知特性に応じた学習方法について	・WISC- では、注意記憶が他の群指数に比べ低い状態であることから、授業においては、絵や図、文字やモデルを補助的に用いる、言語指示は簡潔に行うなどの配慮が必要である。
個別の指導計画の改善について	・苦手な英語と数学の個別指導の時間配分については、学習意欲や自己評価が低下しないよう、個別の指導計画における目標や指導の手だてについて見直す必要がある。

6 成果と課題

- 進路指導に関しては、生徒Bや保護者を含めて話し合い、進路に関する情報を提供したことなどにより、生徒Bも自分の障害や病気のことを理解し、適切な進路について考えることができるようになった。
- 学習指導に関しては、心理検査を実施したことにより、生徒Bの認知特性を客観的に把握することができ、担任が、授業における指導の手だてや個別の指導計画の改善に役立てることができたことは、大きな成果であった。
- 今後も、生徒Bの病気の進行を踏まえながら、適切な教育課程の編成と学習指導の方法について検討を行っていく必要がある。

【高等学校への支援の事例】

コミュニケーションに課題のある生徒への支援 ～聾学校との連携を通して～

養護学校

概要

A高等学校に在籍する生徒Bは、発音が不明瞭なため、対人コミュニケーションに課題がみられた。A高等学校から生徒Bの言語面、身体面及び対人関係についての相談を受けた養護学校は、授業観察及び担任等との面談を通して支援するとともに、生徒Bの言語機能面の困難性に関してより専門的な支援が可能な聾学校が、A高等学校と連携協力して支援を行った。

1 はじめに

養護学校のA高等学校とのかかわりは、2年前に支援要請を受けたところから始まった。養護学校は、A高等学校に在籍する学習面や生活面の困難性のある複数の生徒に対して、A高等学校と連携して支援の方策を検討し、対応してきた。

2 支援の状況

(1) 生徒Bの困難性について

生徒Bは、発音が不明瞭なため周囲の人とのコミュニケーションに困難性を抱えている。また、人とのかかわり方にも幼さが見られることから、「発音」と「かかわり方」の両面でコミュニケーションスキルの支援が必要である。そのほか、斜頸や手先を器用に使えないなどの身体面での困難性も抱えている。

A高等学校からは、生徒Bの言語機能面について、「発音が明瞭になれば、卒業後の仕事にも人間関係にもよい影響があるのではないか」との考えから、「発音が明瞭になるための訓練や指導をしてほしい（または訓練や指導してくれる機関を教えてください）」との支援要請があった。

養護学校では、言語機能面については十分に対応できないため、適切に対応できる聾学校と連携して支援を行うこととした。

(2) 養護学校からの実際の支援

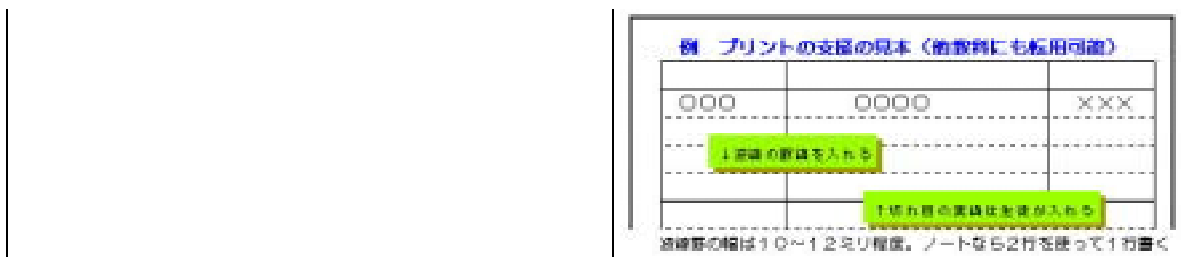
生徒Bの支援に当たっては、2回の授業観察と協議を行い、養護学校から、言語指導面以外の支援策について助言した。

活動時の良い姿勢の保持

授業等の観察からとらえた生徒の実態	助言内容
・パソコンで字を入力する際、「体の右側にあるマウスを左手で操作」しているため、姿勢が全体的に左に偏っている。本生徒は左利きであり、面倒がって位置を直さずに活動に入っているようである。	・マウスの位置を直して操作することで、良い姿勢を保ちながら学習に臨める。現在も情報の時間などで、担当の先生から言葉がけをするとよい。 ・使用するコンピュータが決まっているようなので、「マウスはどちら側？」などの表示を貼り付け、本人の「気付き」を促すことで姿勢を直すこともできる。

具体的な指示説明の徹底

授業等の観察からとらえた生徒の実態	助言内容
・プリントに書き込んでいる字は右下がり気味で、字も小さく読みやすいとは言えない。	・プリントには縦罫線のみが入っていて、横罫線が入っていなかった。生徒Bは書字する場合に、罫線などのガイドサポートが必要である。



教師への接し方

授業等の観察からとらえた生徒の実態	助言内容
<ul style="list-style-type: none"> 教師を呼びたくても呼ばずにニヤニヤ笑っていたり近くを通ったときに無言で教師にタッチして呼び止めるなど、教師の呼び方や「声のかけ方」に慣れていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいさつの仕方」や「相手への声のかけ方」など、学校生活や社会生活に必要な社会スキルを個別に指導すること。 授業の始めと終わりのあいさつや職員室等への出入りなどの場面で関わる全ての教師が本人に対して言葉がけ（評価）すること。（他の生徒にも応用できる指導）

個別の教育支援計画・個別の指導計画について

A高等学校では、生徒Bの支援のために必要な情報を確認、整理している段階である。養護学校からは個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成に向けた支援を始めたばかりであり、今後は、それぞれの計画の作成と活用に合わせて、特に、実施と評価の際に協力していく予定である。

(3) 聾学校との連携について

言語指導の専門性を有する聾学校にA高等学校及び生徒Bの状況を説明し、連携強力を依頼した後、A高等学校に対して本事業を活用し、生徒Bの言語機能面についての支援を聾学校へ支援要請をするように助言した。

要請を受けた3回目の支援では、養護学校のコーディネーターと、聾学校のコーディネーターが合同で行った。

聾学校からは、発音明瞭度検査を実施し、その結果をもとに発音を明確にしていく取組についての助言があり、A高等学校で生徒Bの発音音節をMDに録音し、その結果を聾学校で分析することにした。具体的な支援は、発音明瞭度検査の集計・分析の結果を踏まえ、例えば「バ行」が「バ行」に置き換わって聞こえる場合には、音を出さずときの口の開け方を自覚できるような指導等を行うこととしている。なお、「母音練習」や「子音練習」などの指導を行う際には、現在、生徒Bに対して行われている「放課後の個別指導」(週1回：パソコン室)の時間を活用する予定である。

また、学校生活や日常生活の中でも意識的に正しく発音させるなど、より具体的な支援について検討していくとともに、コミュニケーション以外の困難性(身体面や対人関係等)については、養護学校が継続して支援をすることとしている。

3 支援による成果と課題

(1) 成果

- 今回のような、養護学校のみでは対応が十分にできない要請内容に対して、養護学校とは異なる専門性をもつ聾学校と連携協力し高等学校の支援に当たることで、お互いの専門分野を生かした支援が可能となり、要請に応じることができた。

(2) 課題

- 高校生の段階になると、本人が専門家の支援や特別な教育的支援を心理的に受け入れることが難しくなる傾向が強くなるため、円滑な支援実施のための方策を考える必要がある。
- 今後も、対象生徒の障害の状態等に応じた特別支援学校間の連携協力が必要である。
- 専門的な対応が可能な機関(専門家)が少ない地域では、より広域的な連携強力の在り方を検討する必要がある。

対人関係にトラブルのある生徒への支援について

養護学校

概要

A 高等学校第 3 学年のアスペルガー症候群の疑いがある生徒 B について、昨年度から、WISC - の実施や検査結果の説明を含めて、継続的に教育相談を行っている。今年度についても、主に対人関係のトラブルへの対応と進路について 4 回の教育相談を行った。4 回目には大学教員と一緒に訪問して、担任等に対してソーシャルスキルの指導方法についての助言を行った。

1 学校の状況と相談の主訴について

A 高等学校は、普通科 2 間口の学校であり、生徒数が少ないということもあって、生徒 B へのかかわり方や友人などとの望ましい人間関係の在り方については、手厚い指導が行われていた。

昨年度、学校及び母親から、電話による依頼があり、対人関係のトラブルや進路についての相談支援を行った。

2 生徒 B のプロフィールについて

- ・ 3 歳児健診において、C 母子通園センターに通うようにすすめられ、通園を開始するとともに、医療機関の診察を受けた。
- ・ 5 歳の時には、WIPPSI 知能診断検査を実施し、自己中心的なところや社会適応の困難さについて説明を受け、いろいろな経験をさせるよう助言を受けた。
- ・ 小学校 5 年の時には、WISC - を実施し、知的な遅れはみられないとの説明を受けた。
- ・ 中学校生活においては、落ち着いた学校生活を送ることができた。
- ・ 高校 2 年の時には、生徒 B と仲の良かった生徒が退学したことから、「学校変わろうかな」と言い出した。

3 支援の内容について

(1) 昨年度の支援について

- ・ 1 回目の教育相談は母親との来校相談であった。生徒 B の実態把握と支援のための今後の計画を立てた。
- ・ 2 回目は巡回相談を行った。授業を参観し担任と懇談を行った。担任からはチックと思われる咳払いで学級の生徒が集中できない、他の生徒とのかかわりが難しいとの相談があった。
- ・ 3 回目は WISC - の実施、4 回目は結果の説明を行った。

(2) 今年度の支援について

- ・ 対象となる生徒が他学年にも 1 名いたことから、2 名体制で巡回相談を行った。

< 1 回目の相談 >

生徒 B が最近周りを意識しなくなり、空想の世界にこもることが多くなってきたことと、

進路指導について、担任に対する相談を行い、次の点について助言した。

- ・ 一斉指導においては、場面に応じた言葉かけや学習の見通しを持たせるための工夫を行い、いろいろな場面で自ら判断できるように支援することが必要である。
- ・ 支援内容については、生徒Bと十分に話し合うことが大切である。
- ・ 進路指導については、生徒Bがマッサージの仕事を希望していることから、仕事に就くまでの過程について時間をかけて確認していくことが必要であり、実際に職場を見学することも有効である。

<2回目の相談>

- ・ 家庭において、生徒Bを交えて卒業後の進路について話し合った結果、パソコン関係の仕事に希望を変更した（保護者が来校し相談対応）。
- ・ 保護者は、進学させたい専門学校が発達障害の生徒を受け入れてくれるかを心配していたため、「発達障がい者支援センター」と連絡を取り、相談の日程を調整した。
- ・ 卒業後の生活を考えた場合、地元の福祉等の関係機関と連携した取組が必要であり、生徒Bの実態を知ってもらうことから、相談機関とつながりを持つようにした方が良いことを助言した。

<3回目の相談>

- ・ 生徒Bの進路指導について、高校の担任、コーディネーター、教務部長と養護学校の教員（2名）が参加して検討会を行い、生徒Bや保護者の考えを学校へ伝えるとともに、卒業するまでの期間、高校でソーシャルスキルの指導に取り組む必要があることを確認した。
このほか、生徒Bや保護者、担任がそれぞれ困っていることを出し合い、課題についても整理した。

<4回目の相談>

- ・ 大学教員と一緒にA高等学校を訪問し、学校で行えるソーシャルスキルの指導方法について具体的な説明を行った。

4 成果と課題

（1）成果

- ・ 生徒Bの特性等について、保護者やA高等学校の教職員が共通に理解することができたことで、生徒Bに対する共感的な理解を図ることができた。
- ・ 進路選択に関しては、「発達障がい者支援センター」との連携体制ができ、卒業後も継続して相談を受けることが可能となった。
- ・ 特別支援学校と大学教員が連携して支援を行うことで、より専門的な内容の助言を行うことができた。

（2）課題

- ・ 高等学校において、発達障害の生徒がどのような点に困難性を感じながら学校生活を送っているかを把握し、具体的な支援を行うためのシステムの確立が必要である。
- ・ 高等学校におけるソーシャルスキルの指導方法について、実践を通して検討する必要がある。
- ・ 高等学校卒業後の進学や一般就労に関して、関係機関と連携して支援を行う必要がある。

第4章

成果と課題

1 成果

(1) 地域における推進校と協力校が連携した取組

各モデル地域においては、これまで特別支援学校によるネットワークを形成し、地域における教育相談や小・中学校等の教員を対象にした研修会などを計画的に行ってきた。それらの取組を基盤として、推進校と協力校との連携を図り、本事業を円滑に実施することができた。

各モデル地域においては、推進校及び協力校が連携協力を図り、それぞれの学校の専門性を生かした支援を行うことができた。また、要請内容や対象となる児童生徒の障害の状態等によっては、養護学校と聾学校の教員が共同で学校を訪問して支援を行うなど、学校間の連携による効果的な支援を行うことができた。

各モデル地域においては、「特別支援教育体制推進事業」における教育局の巡回相談や市町村教育委員会による取組などが行われてきた。そうした取組とも連携を図りながら、本事業において担任教員などに継続した支援を行うことにより、要請のあった学校に在籍する障害のある児童生徒に対する指導及び支援の充実を図ることができた。

(2) 小・中・高等学校からの要請に応じた各学校の支援の取組

小・中学校の通常の学級に対する支援では、学級担任による実態把握シートによる実態の整理や個別の指導計画の作成などに関する支援を行い、校内の共通理解や次年度の引継ぎとしても活用できる資料を作成した事例がみられた。また、学級担任と共に個別の指導計画を見直すことで授業における指導の手だて等の充実が図られた事例もみられた。

小・中学校の特別支援学級に対する支援では、心理検査や聴力検査等によるアセスメントを実施し、その結果を踏まえた助言を行うことにより、担当者による指導計画の改善が図られた事例がみられた。また、障害の特性に応じた学習環境の工夫等に関する助言を受け、それに基づいて学習内容や学習場所を改善したことで、不登校傾向の生徒が落ち着いて学習するようになった事例もみられた。

高等学校に対する支援では、要請内容に応じて養護学校と聾学校が連携し、それぞれの学校の専門性を生かして身体面や言語面の指導に関する助言を行うことで、生徒へのより専門的な指導が進められている事例がみられた。また、関係機関や大学の専門家と連携して進路やソーシャルスキルの指導方法についての助言を行うことで、高等学校の教職員の理解が促進された事例もみられた。

(3) 特別支援学校のセンター的機能の充実

小・中・高等学校からの多様な要請に対応するため、校内において、また、近隣の特別支援学校や関係機関と連携して支援内容を検討することにより、特別支援学校の専門性の向上が図られた。

2 課題

支援を受けた小・中・高等学校からは、対象となる児童生徒への指導の改善が図られたので継続してほしいとの評価を受けており、今後も特別支援学校の教員を小・中・高等学校へ派遣する事業を継続することが必要である。

本事業が小・中・高等学校へ十分に周知されていない状況がみられたため、事業内容等について周知を図るための取組の工夫が必要である。

センター的機能の発揮では、幼稚園への支援も行っており、実際に派遣要請もあることから、今後は幼稚園についても支援の対象に含めることが必要である。

参 考 资 料

特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業実施要項

平成19年8月6日 学校教育局特別支援教育課長決定

第1 目的

本事業は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）の施行により、特別支援学校においては小・中学校、高等学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めることとなったことから、道立特別支援学校の教員を小・中学校、高等学校に派遣し、担任教員などに学習指導の進め方や指導計画の作成等について継続した支援を行い、小・中学校、高等学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する指導及び支援の充実を図ることを目的とする。

第2 事業の実施

1 検討委員会の設置

- (1) 北海道教育委員会は、事業の実施に当たり、推進校、協力校、市町村教育委員会、その他教育関係機関の関係者からなる検討委員会を設置する。
- (2) 検討委員会は、小・中学校、高等学校への支援に当たっての推進校と協力校の連携方法や効果的な支援方策について検討する。

2 モデル地域、推進校及び協力校の指定

北海道教育委員会は、事業の実施に当たり、モデル地域、推進校及び協力校を次のとおり指定する。

モデル地域	左 の 範 囲	推 進 校	協 力 校
道 南 地 域	渡島・檜山教育局管内	北海道函館養護学校	モデル地域内にある推進校以外の道立特別支援学校（分校を含む。）
道 北 地 域	上川・留萌・宗谷教育局管内	北海道鷹栖養護学校	
釧 根 地 域	釧路・根室教育局管内	北海道釧路養護学校	

3 実施方法等

- (1) 推進校は、モデル地域内における本事業が円滑に実施されるよう、関係機関等及びモデル地域内協力校との連絡調整に当たる。
- (2) 推進校及び協力校は、モデル地域内の小・中学校、高等学校からの派遣要請に基づき、教員を派遣する。
- (3) 派遣された教員は、対象児童生徒への指導計画の作成並びに指導及び支援の方法について、当該学校等の特別支援教育コーディネーターや担任教員等に助言する。

4 実施期間

事業の実施期間は平成19年度とする。

5 経費

事業に要する経費は予算の範囲内で、関係教育局に配当する。

第3 その他

その他、事業の実施に関し必要な事項は、学校教育局特別支援教育課長が別に定める。

特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業実施細則

平成19年8月6日 学校教育局特別支援教育課長決定

1 趣旨

この細則は、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業実施要項「以下「要項」という。）第3に基づき、必要な事項を定める。

2 要項第2関係

- (1) 特別支援教育課長は、あらかじめ、各モデル地域ごとの派遣に要する経費の額を推進校の長に通知する
- (2) 道立特別支援学校教員の派遣を要請する小・中学校、高等学校の長は、8月20日までに派遣を希望する推進校あるいは協力校の長に派遣要請書（別紙様式1）を提出（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会を経由すること。）する。
なお、派遣要請に当たっては、保護者の理解を得ること。
- (3) 一学校への年間派遣回数、4～5回を標準とする。
- (4) 派遣要請を受けた道立特別支援学校長は、校内体制等を勘案の上、派遣しようとするものについて旅費所要額を算出し、推進校に連絡する。（様式任意）
- (5) 推進校の長と協力校の長は、連携のもと、予算の範囲内で派遣校を決定し、派遣決定書（別紙様式2）により派遣先学校長（市町村立学校にあっては、市町村教育委員会を経由する。）に通知する。
- (6) 推進校の長は、モデル地域内の学校毎所要額を特別支援教育課長に報告する。（様式任意）
- (7) 特別支援教育課長は、報告のあった学校毎所要額を関係教育局長を通じ派遣元学校長に配分する。

特別支援教育パートナー・ティーチャー
派遣モデル事業に係る派遣要請書

平成19年 月 日

(派遣希望先特別支援学校長) 様

(派遣要請学校長)

印

住 所					連 絡 先	担 当 者 職・氏名	
特別支援 学級の 有 無	有	開 設 年 月	年 月			電 話 番 号	
		学 級 数				FAX番号	
	無	担 当 教 員 数	人	経 験 年 数		年	メ-ルアドレス

次のとおり、北海道立特別支援学校教員の派遣を受けたいので、要請します。

学年	・ 年	通常学級・特別支援学級の別	通常学級・特別支援学級	性別	男・女
障害の種別	視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱 言語障害 情緒障害 LD、ADHD、高機能自閉症等				
障害の状態					
学校での 状 況					
助言・援助 を受けたい 内 容					
そ の 他 参 考 事 項				派遣希望 回 数	

(上記派遣要請を承認します。
 (市町村教育委員会教育長) 印)

道立高等学校にあっては、不要。

- 注) 1 「学年」欄は、「小・5」「中・2」などと記入のこと。
 2 「障害の種別」欄は、該当するものを塗りつぶす() こと。

特別支援教育パートナー・ティーチャー
派遣モデル事業に係る派遣決定通知書

平成19年 月 日

派遣先学校長様
(市町村教育委員会教育長)

(派遣元学校長) 印

次のとおり、当校の教員を派遣するので、通知します。

なお、派遣日程については、別途協議します。

番号	市町村名	学校名	学年	性別	障害の種別	派遣教員の職・氏名	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

注) 1 市町村立学校に派遣する場合は、市町村教育委員会を経由すること。

2 「障害の種別」欄は、次の略記号により記入する。

視覚障害 視覚 聴覚障害 聴覚 知的障害 知的 肢体不自由 肢体 病弱・身体虚弱 病弱
言語障害 言語 情緒障害 情緒 LD、ADHD、高機能自閉症等 LD等

平成19年度

特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣モデル事業

事 例 集

発 行 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課
札幌市中央区北3条西7丁目